

令和 6 年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名	社会福祉法人 姫路学園(法人番号9140005013405)
監査実施日	令和6年11月26日
文書による指摘事項の有無	有

文書による指摘内容	改善状況
1 理事長が別で代表を務める法人との間で、介護用品等の物品購入取引を継続しているが、利益相反取引に関する手続きが行われておらず、加えて、これらの物品購入費用は、令和5年度実績で、介護用品（紙おむつ）については約170万円、日用品（シャンプー等）については約20万円、消耗品（ペーパータオル）については約15万円とそれぞれ高額になっているにもかかわらず、他社との価格比較を行っていなかった。 については、厚生労働省通知等の定めにより、随意契約に際しての価格比較（3社または2社以上での見積もり合わせ等）を行い、購入価格が適正か否か調査のうえ、同法人との取引を継続するかどうか審議すること。なお、見積もりを徴する業者及びその購入価格の決定にあたっては、公平性及び透明性の確保に十分留意すること。 そのうえで、取引を継続することを決定した場合にあっては、理事長が別で代表を務める法人との取引については社会福祉法人としての利益相反取引となるので、その取引の重要な事実を開示し、理事会で承認を受けること。なお、理事会の承認に際しては、社会福祉法第45条の14第5項に規定される特別の利害関係者である理事長については、議決に加わることができないことに留意すること。 また、取引をした理事となる理事長については、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告すること。	改善済

令和7年3月19日現在